

停追儺

二也、矢上卿已下指笏取之相待之、鬼形陰陽寮沙汰歟、自右近陣橋樹邊出現指南走則上卿已下各放矢一了、於弓諸司進給弓矢、各拔笏持之、自下崩離列出月華門退散。

〔兵範記〕仁平四年十二月卅日戊申、私家雖新宅令追儺、是先例也、見于年々舊記、

〔年中行事秘抄十二月〕卅日追儺事

延暦八年十二月廿八日、太皇太后宮○高野桓武母后崩、無追鬼之事、

〔日本紀略十條〕長保三年閏十二月廿二日己丑、東三條院○一條母后崩于行成卿第、廿八日乙未、右大臣仰云、任天應延暦之例、被仰下可停止追儺之由、廿九日丙申、今日大祓也、追儺停止、  
〔台記〕久安六年十二月卅日壬申、禪閣○藤原詮子長父忠實仰曰、重喪間追儺如何、答曰、北山抄年中意諒闇行追儺、但於七々日內者不行之、七々日既過可被行之歟者、禪閣稱善、

〔日本紀略十三條〕長和五年十二月卅日庚子、追儺也、而兩京無追儺事、土老成恠、

〔園太曆〕觀應二年十二月卅日乙巳、今日大祓追儺已下、每事無沙汰也、天下安危猶更不聊心者也、  
〔小右記〕寛仁三年十二月卅日壬子、子時始許追儺依新屋不儺、依世俗風、

〔徒然草上〕尹大納言光忠入道追儺の上卿をつとめられけるに、洞院右大臣殿に次第を申請られければ、又五郎男を師とするより外の才覺候はじとぞ宣ひけるかの又五郎は、老たる衛士のよく公事になれたる者にぞありける、近衛殿著陣し給ひける時、ひざつきを忘れて外記をめされければ、火たきて候ひけるが、先ひざつきをめさるべくや候らんと、忍びやかにつぶやきける、いとをかしかりけり、

雜載

追儺不行

〔躬恒集下〕しはすのつごもりの夜、なのおにを、  
鬼すらも都の内とみのかさをぬきてやこよひ人にみゆらん

〔新撰六帖〕一歳のくれ